シャープ社友会　東京支部

健康歩こう会　　会　則

第1条　　（名 称）

本会は、「シャープ社友会・東京支部健康歩こう会」と称する。
以下、当会則において「本会」と称す。
尚、　略称を「シャープ健康歩こう会」とし、預金口座名称は略称を使用する。

第2条　　（目 的）

本会は健康と親睦のオアシスとして歩くことにより歴史や自然・町並みや建物などへの新しい発見、そして会員相互の親睦・情報交換を図り、自分流に自由に楽しみ方を創り出し、心と体の健康を目指すことを目的とする。

第3条　　（事務局の所在地）

事務局を　千葉県千葉市美浜区中瀬１丁目９番２号
シャープ（株）幕張ビル内に置く
尚、預貯金通帳の住所は 代表者である会長の個人住所とする。

第4条　　（会員資格）

１）本会の会員はシャープ社友会・東京支部の会員のうち入会希望者を以って構成する。
２）社友会東京支部の会員以外の者が月例会の参加を希望する場合、本会役員会で承認をされた場合「特別会員」とすることができる。
「特別会員」については社友会東京支部に報告し、本会名簿に記載する。

第5条　　（役 員）

本会は円滑な運営の為、世話役として役員（幹事と呼称する）を置く。
会長　１名　　幹事　若干名　　会計幹事１名
なお、必要に応じ顧問、副会長、ホームページ担当などを若干名置くことができる。

第6条　　（役員の選出）

役員は、本会役員会の推薦により選出し、「東京支部幹事会」に報告を以って決定する。
役員の欠員が生じたときは、逐次補充推薦し「東京支部幹事会」に報告するものとする。

第7条　　（役員の任期）

役員の任期は２年として、再選を妨げない。

第8条　　（運 営）

本会の運営は自主的に行うことを原則として、次の通りとする。

１）役員会は随時開催として、月次例会の運営の円滑化を図る。
２）本会は会員の「ご夫婦参加」を奨励する。「配偶者」の年会費は免除する。
月次例会の参加費は、会員と同額を参加の際に徴収する。
ただし、小学生以下の参加費は免除する。
３）月例会における配偶者のみの参加も歓迎する。
４）月例会には本会の会員「配偶者」の他、シャープ社友会会員とその家族であれば誰でも参加することができる。
５）会員相互の親睦の為、可能な限り月例会終了後に懇談会を実施する。
６）役員会は
（１）　年次計画を立案して、会員に告知する。
（２）　月次例会の開催コース案内書を作成し、事前に会員に告知する。
（３）　開催に当って事前にコースを実地踏査して、交通量・トイレ場所などを掌握して円滑な誘導を図る。
（４）　会長並びに本会幹事は、東京支部運営の全体把握を図ると共に他の同好会との情報交換を行い、本会運営の円滑化を図る。

（５）　その時点の最新の会員リストをホームページに掲載する。ただし、個人情報の流出問題に鑑み掲載する会員リストは社友会番号、氏名と居住地（〇県〇市又は〇区まで）とする。
（６）　参加意識を高める上から皆勤賞、精勤賞などの定期表彰を実施する。
（７）　本会はホームページを開設し活動状況を公開すると共に、会員との意思の疎通をホームページ・電子メールなどを通じて増進し、会員参画型の会を目指す。

第９条　　（会 計）
本会の会計は、会員・特別会員の年会費、例会参加費、並びに助成金を以って運営する。
会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日で終了する。
１）年会費は「健康歩こう会」へ納入する。ただし、事務手続き上の理由から支部年会費とともに毎年度初めに支部へ一括振込をする。途中入会の場合は入会申し込みと同時に本会に納入する。
２）途中入会の場合も年会費全額を徴収する。ただし１月から３月までの入会者に関しては年度終りに近いことから、当該年度の年会費は免除する。
３）途中退会に於いては既納済みの年会費は返金しないものとする。
４）参加費は月次例会出席時に徴収する。
５）経費は業務委託分担金の支出、例会開催案内状などの作成費、コース下見踏査・連絡通信費、ほか事務管理費などに支出する。

第１０条　（事業報告及び収支決算報告）
本会の事業報告及び収支決算報告は、毎年１回　４月の月例会において報告する。

第１１条　（会則改正）
本会則を新設・改正するときは、役員の2/3の議決承認を以って決定されることとする。
新設・改正の決定後、できるだけ速やかに決定内容を会員に通知するものとする。

第１２条　（本会の設立日）
本会の設立日は、第１回例会を実施した日、すなわち平成１０年９月１２日とする。

この会則は平成１８年４月１日から適用する。
平成２４年９月１日　会則一部変更（社友会所在地変更、預貯金通帳所在地の表現変更ほか）
平成２５年６月１日　会則一部変更（第５条役員の役職、第６条役員の支部への届けほか）
平成２５年４月１日　会則一部変更・追加（第４条特別会員、第１２条設立日の追加ほか）
平成２８年１０月１日会則一部変更（第３条社友会事務局所在地変更）
平成２９年１２月１日会則一部変更（第８条６項精勤賞を追記）
令和４年（２０２２年）４月１日会則一部変更　（第８条　運営を実態に沿ったものとした）